

自筆証書遺言書保管制度の手続きの詳細と利用上の注意点(2)

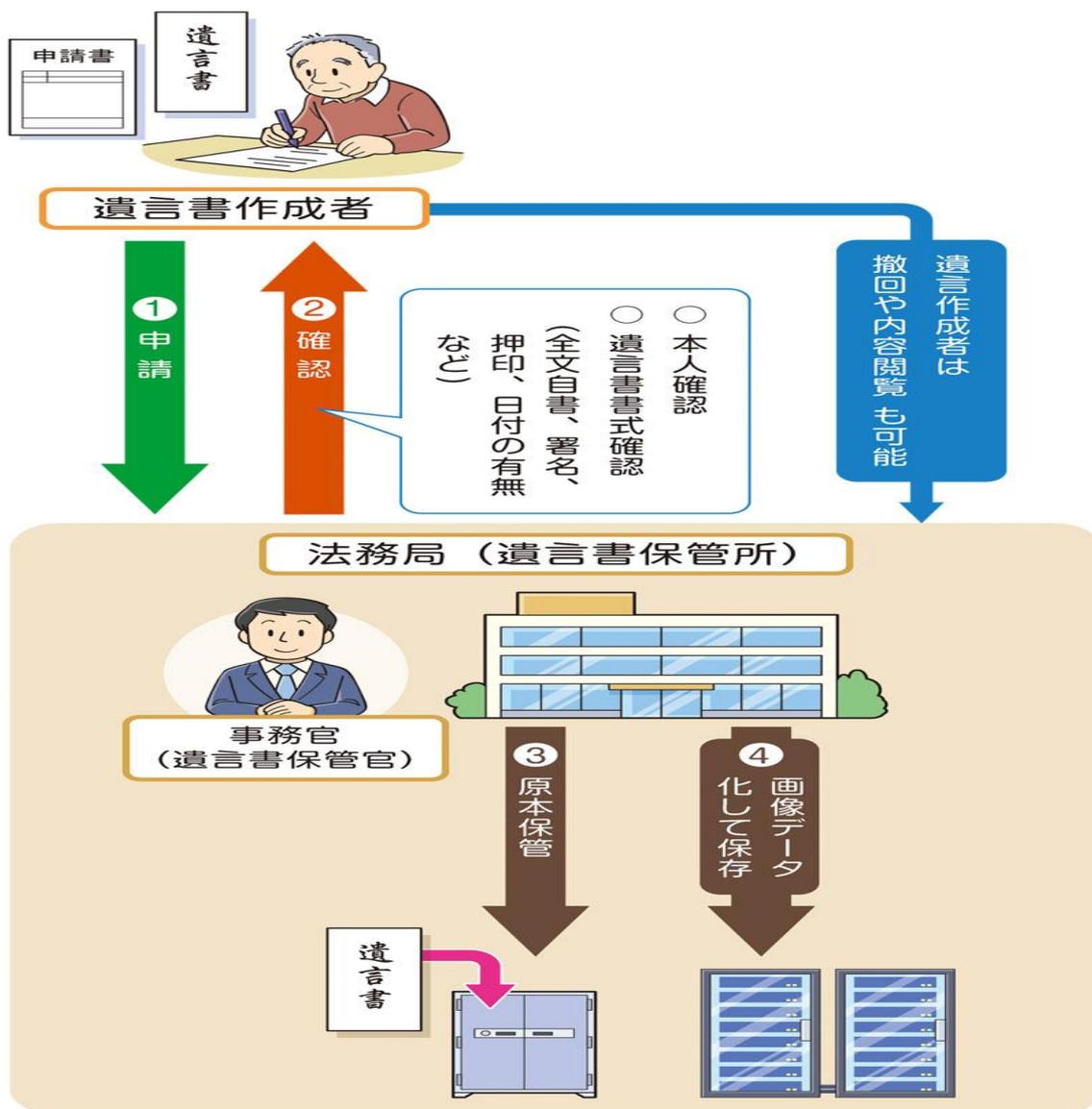
～遺産分割の意思を明確にするための制度利用～

神戸市職員信用組合「生活設計相談」相談員
(一社)FP 税務・社会保険制度研究会 | 級FP 技能士 小澤昭彦

今回は前回に引き続き、具体的な手続きについて、解説していきます。

★自筆証書遺言書保管制度の遺言者の手続(政府広報オンライン)

遺言書を遺言書保管所で保管するためには、遺言者本人が、住所地・本籍地・不動産所在地のいずれかの法務局(遺言書保管所)に出向いて、保管の申請手続をします。必要な書類に不足等がなければ原本と、その画像データが保管されます。



★相続開始の相続人の手続き（政府広報オンライン）

遺言者が亡くなると、相続が開始されます。相続人等が行うことができる手続きは、次の3つです。

(1) 遺言書が預けられているか確認する

相続が開始されると、相続人等は、自分が相続人等になっている特定の遺言者の遺言書が保管されているかどうかの遺言書保管事実証明書を取得できます。

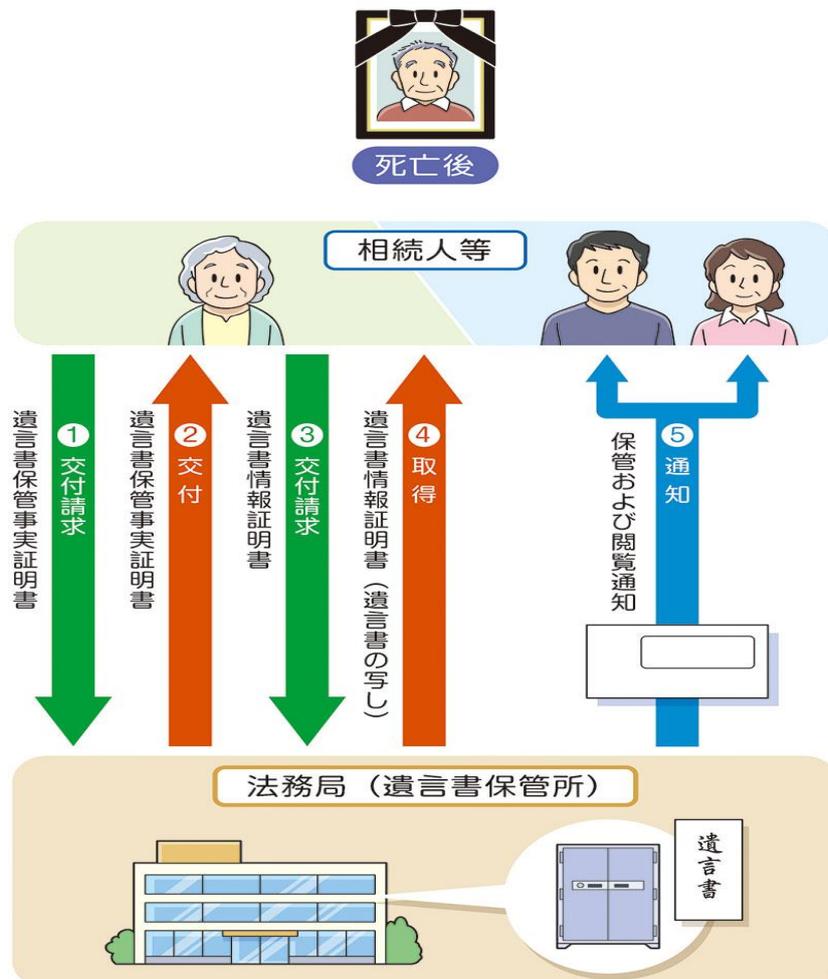
(2) 遺言書の写しを取得する

自分を相続人等とする遺言書保管事実証明書を受け取ったら、遺言書の写し（遺言書情報証明書）を取得できます。この証明書があれば、不動産などの登記や各種手続に利用できます。検認の必要はありません。

また、相続人等の一人が、この証明書を取得した場合には、他の相続人等へ、遺言書が保管されている旨の通知が遺言書保管所から送られます。

(3) 遺言書の内容を閲覧する

全国の遺言書保管所で、備付のモニターを使って遺言書の内容の閲覧ができます。ただし、原本を閲覧したい場合は、保管されている遺言書保管所へ出向く必要があります。相続人等の一人が閲覧をした場合には、他の相続人等へ、遺言書が保管されている旨の通知が遺言書保管所から送られます。



★遺言者（被相続人）手続きの流れと注意点

【1】遺言書の保管の申請

遺言者は、遺言書保管所(法務局)に対して、自身の自筆証書遺言に係る遺言書の保管の申請を行い、遺言書を預けることができます。

一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。

遺言書の保管の申請ができるのは、遺言者本人のみです。

※代理人による申請や郵送による申請はできません。

<ステップ1> 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する遺言書は遺言者ご自身で作成していただく必要があります。

※遺言の内容等についてご不明な点がある場合は、弁護士等の法律の専門家にあらかじめご相談ください。遺言書保管所では、内容に関するご相談には応じられません。

<ステップ2> 保管の申請をする遺言書保管所を決める①保管の申請は、次のいずれかの遺言書保管所の中から選択して行います。

遺言者の住所地を管轄する遺言書保管所

遺言者の本籍地を管轄する遺言書保管所

遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する遺言書保管所

②ただし、2通目以降、追加で保管の申請をする場合は、最初に保管の申請をした遺言書保管所に対してしか行うことができません。

<ステップ3> 遺言書の保管申請書を作成する

①保管申請書に必要事項を記入します。

②保管申請書の様式は、ダウンロードできます。また、最寄りの法務局の窓口でも入手できますので、そちらをご利用ください。

<ステップ4> 保管の申請の予約をする

①ご都合の良い日時で、<ステップ2>で決めた遺言書保管所の予約を取ります。

※ 手続には予約が必須です。

<ステップ5> 遺言書保管所に来庁し、保管の申請をする

①予約した日時に遺言者ご本人が、遺言書保管所へお越しください。

②必ず以下の(1)から(5)までを持参してください。お忘れになると、予約されていても手続ができません。

(1) 遺言書

※ホチキス止めはせず、バラバラのままお持ちください。封筒も不要です。

(2) 保管申請書 (<ステップ3>であらかじめ作成したもの)

※作成されないままでお越しいただくと、予約時間内に手続が終わらず、再度来庁いただく必要がある場合があります。

(3) 添付書類

(ア) 住民票の写し等

※本籍及び筆頭者の記載入りであって、マイナンバーや住民票コードの記載のないもの(作成後3か月以内)

(1) (遺言書を外国語で作成した場合) 遺言書の日本語による翻訳文

(4) 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)

※遺言者の本人確認のため必須となります。

※有効期限のある身分証明書については、有効期限内のものである必要があります

※手続時点で該当するものをお持ちでない方には、マイナンバーカードの取得をおすすめしています。

(5) 手数料

※遺言書1通につき、3,900円

※収入印紙で納付します。収入印紙は法務局で購入することができます。

※手続当日、担当者からの指示があったら、手数料納付用紙に貼付して納めてください。

<ステップ6>

最後に保管証を受け取る①<ステップ5>②に掲げた遺言書、申請書及び添付書類に問題がなく、手数料の納付も行うと、手続が終了します。

②手続終了後、「保管証」をお渡しします。

③保管証について

(1) 保管証には、遺言者の氏名、出生の年月日、手続を行った遺言書保管所の名称及び保管番号が記載されています。

※ 保管番号は、保管した遺言書を特定するための重要な番号です。

(2) 保管証は、再発行ができませんので紛失にはご注意ください。

(3) 遺言書保管所に遺言書を預けていることをご家族等に伝える際、保管証の写しを渡すなどされると確実です。

(4) 保管番号が分かると、保管した遺言書の閲覧、遺言書の保管の申請の撤回、変更の届出の各手続や、相続開始後に相続人などの方々が遺言書情報証明書の交付の請求を行うとき便利です。

※供出元：法務局